

工事完成図書の電子納品に関する特記仕様書

令和8年4月1日

下水道河川局

1 本工事は、工事完成図書の電子納品の対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「工事完成図書の電子納品等要領[土木編]」（以下、「要領^{注1}」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2 工事完成図書は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R等)で正副各1部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の事前協議・運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン[土木工事編]」（以下、「ガイドライン^{注1}」という。）及び「電子納品運用手順書(案)[工事編]」（以下、「手順書^{注1}」という。）を参考にするものとする。

3 電子納品の対象及び作成方法等

電子納品の対象資料	作成方法等
ガイドラインによる。	要領及び手順書による。

※ガイドライン、要領及び手順書は原則として最新版を適用する。

(1) 電子納品の対象資料及び作成方法等は、上表を原則とする。ただし、これによりがたい場合は、監督員との事前協議により決めることができる。

(2) 電子納品の対象資料の範囲は、監督員と事前協議により決定する。

(3) 電子納品で使用するファイル形式は要領によることを原則とする。ただし、監督員と協議して将来確認できる形式とすることができる。

4 工事完成図書の提出の際には、横浜市電子納品チェッカー^{注2}によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

注1 「要領」、「ガイドライン」及び「手順書」は、横浜市の下記ウェブページを参照する。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

注2 「横浜市電子納品チェッカー」は、横浜市の下記ウェブページよりダウンロードして使用する。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/checker.html